

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 3 1 日

各 事 務 所 長 殿
各 管 理 所 長 殿
局 内 関 係 課 長 殿

企画部 技術調整管理官

検査書類限定型工事の実施について

工事検査時における工事関係書類の重複確認防止を目的に「検査書類限定型モデル工事を実施してきたところであるが、今般、本省より「検査書類限定型工事の実施について」(令和3年3月23日付け国技建管第24号大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長)に基づき、「検査書類限定型工事」の制度化について通知があったところである。ついては、工事の検査(完成・中間)において検査書類限定型工事を標準として実施していくこととしたので、通知する。

実施については、下記のとおりとされたい。

なお、本通知は令和3年4月以降契約手続きする工事に適用するものとするが、既契約の工事についても設計変更にて適用出来るものとする。

記

1. 検査書類限定型工事

・検査時(完成・中間)を対象に、資料検査に必要な書類を下記10書類に限定して資料検査を行う工事である。

- ①施工計画書、②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)、
- ③工事打合せ簿(協議)、④工事打合せ簿(承諾)、⑤工事打合せ簿(提出)、
- ⑥品質規格証明書、⑦出来形管理図表、⑧品質管理図表、⑨品質証明書、
- ⑩工事写真

・監督職員は「「施工プロセス」のチェックリスト(案)」(地方整備局工事成績評価実施要領の別紙-5①~④)を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

2. 対象工事

原則、全工事を対象とする。

ただし、次の工事は対象外とする。

- 1) 「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」
- 2) 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. その他

- 1) 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記10種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。
- 2) 特記仕様書は、別添記載例を参考に作成するものとする。

4. 問合せ先

企画部 技術管理課 検査係